

事業所名 株式会社第一広房 TOKYO
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-317715

職業紹介手数料 返金規定について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、自己都合により退職、または明らかに採用決定者本人の責により解雇に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

- ・入社後 30 日未満で退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 30 日以上 90 日未満で退職した場合、紹介手数料の 30%返金

但し、採用決定者の退職の理由が、求人者の都合によるもの、求人者の採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。